

# 預金債権の消滅時効について

2008年10月02日

能 見 善 久

## 1 時効期間

銀行の預金 5年

信用金庫の預金 10年

## 2 時効の起算点

### (1) 普通預金

東京地判平成12年1月27日 金融商事判例1100号41頁

<事実> 信用金庫（東栄信用金庫）の普通預金

昭和47年6月19日 普通預金契約締結 預け入れ

\*57年3月27日 Xによる最後の振込入金（600円）

61年11月18日 預金残高 138万余円 「本人確認」して、無記帳取引で払い戻し

平成3年3月27日 最後の入金から10年経過で消滅時効完成

平成11年8月23日 口頭弁論期日に時効を援用（10年間の文書保存期間が経過して、  
文書が廃棄されたことを理由に、時効を援用）

<判決> 「前記2（1）記載の当事者間に争いのない事実及び証拠（乙三）並びに弁論の全趣旨によれば、本件預金債権については、被告により既に第三者に払い戻されて、本件預金口座に存在しないところ、本件預金債権の払戻しを受けていないと主張する原告と右債権については原告に払戻しを行っているとは主張する被告との間に紛争が生じているのであり、そして、被告においては、一〇年の文書保存期間が経過したため、本件預金債権の払戻し手続に関する書類がすべて廃棄されて、被告において当時の払戻しの状況を明らかにすることが困難であることを理由に、消滅時効を援用していることが認められるのであり、右に認定した事情は、預金口座に預金債権が残存している状態にあるのに、預金者が長期間請求を怠っていたために、金融機関である被告が消滅時効を主張して右預金の払戻しを拒否するという状況とは全く異なるのであり、本件預金債権についての被告の消滅時効の援用が信義則に反して許されないと解す

ることはできない。』

東京地裁八王子支部判 平成15年3月5日 金融・商事判例1171号37頁

＜事実＞ 昭和47年8月18日 25万余円を預け入れ（農業協同組合の普通預金）

9月4日 233万余円を預け入れ、65万円払い戻し、残高193万5509円

57年9月4日 10年回かによって、預金債権は消滅時効によって消滅（Yの主張）

＜判決＞ 「(3) 再抗弁3の主張について判断する。

ア 被告が、原告に対し、本件訴訟前に上記対応したことから、被告による時効の援用が信義則に反すると認めることはできないと言うべきである。

イ ところで、原告は、「預金者の立場からすれば、被告から、『残っている預金』については払戻しに応じると言われれば、払戻しの事実が明らかにならなければ、預入金額を返してもらえと期待するのが当然だからである。特に、被告は、農業協同組合であり、消滅時効を援用するということが通常は想定されない者だから、そのように預金者が期待するのも無理からぬものがある。」などと主張している。

しかしながら、金融機関としては、預貯金の存在が金融機関の調査によって確認できる場合には、あえて時効を援用せずに預貯金の払戻しに応じるのが通常であるかもしれないが（被告ではそのような扱いをしているようである）、預貯金の存在が調査の結果確認できない場合にまで、時効を援用しないのが通常取扱いになっているとは認められない。そうすると、本件においては、被告の調査によって貯金の存在が確認できなかったのであるから、被告による時効の援用が信義則に反するとは言えない。』

#### ・基本的な法律構成

普通預金の場合には、何時でも払い戻しが請求できるので、(a) 預け入れの日から消滅時効が進行し、その後、(b) 入金・払い戻し（利息の記帳？）があると時効が中断する。(c) 最後の入金・払い戻しから時効期間経過によって消滅時効が完成する。(d) 時効の援用が信義則に反するかどうかはケース・バイ・ケース

## (2) 当座預金

大判明治43年12月13日 民禄16-937

当座預金は、いつでも払い戻しを請求できるので、預金債権の消滅時効は、預金関係の生じた日から進行

大判昭和10年2月19日 民集14-137 我妻・判民評釈

＜事実＞原告X（Aの相続人） 第1銀行Y

明治35年10月2日 Aが37500円を預け入れ（第1口座） 利息日歩1銭

明治38年1月14日 10万円を預け入れ（第2口座）

24日 2万4000円預け入れ

7月7日 3万円を払い戻し

40年1月12日 A死亡

昭和5年4月23日 X（Aの相続人）がYに2つの口座の元金金の払い戻しを請求。Y拒否。

<判決>

「惟フニ斯ノ如キ取引ニ於テ之ヲ当座預金ト云フモ將タ当座勘定ト云フモ將ハ名ニ過キス所謂預金者ノ為ス預金ナルモノハ夫ノ単ナル利殖ノ為メニスル預金トハ全ク其ノ趣ヲ異ニシ預金者ノ振出ニ係ル小切手ノ資金タル性質ヲ有スルト共ニ小切手金ノ償還義務ヲ担保スル作用ヲ具フルモノナルヲ以テ所謂預金ハ当該取引ヲ構成スル不可分ナル一要件ニ外ナラス從ヒテ該契約ノ存続スル限り預金者ハ小切手ニ依ラスシテ妄リニ其ノ払戻ヲ請求スルコトヲ得ス其ノ払戻ハ該契約ノ終了シタル時ヲ以テ始メテ之ヲ請求スルヲ得ヘク而シテ消滅時効モ亦此時ヲ以テ進行ヲ開始スルハ殆ント自明ノ理ト云ハサルヘカラス」

・基本的な法律構成

5年（商事）

当座預金口座開設

解約



### (3) 定期預金

千葉地判平成16年7月22日 金融商事判例1198-5

「4（一）前記前提となるべき事実によれば、本件定期預金契約は1年満期の自動継続特約付き定期預金であり、このような金融商品を利用する預金者は、典型的には、元本が保障され、資金の流動性を相当程度に保ちつつ比較的高い金利を受けるといった利殖を目的とするものと考えられる。そして、金融機関が経済生活上担っている役割を前提とすれば、一般的に預金者としては、自動継続特約付き定期預金を放置していたとしても、金融機関が預金を間違いなく保管し、その払戻しに応ずるであろうとの信頼を抱くことは無理からぬことというべきであるし、その信頼は確かに一定程度の保護に値するといえることができる。

しかし、他方で、例えば普通預金債権は、期限の定めのない消費寄託契約として、原則として預入れの時から消滅時効が進行すると考えられ、また、自動継続特約のない定期預金債権は、満期日から消滅時効が進行すると考えられるのは前記のとおりである。自動継続特約付き定期預金の商品としての特性は前記のとおりであって、典型的には、長期の資産運用を目的とするというよりは、必要性が生じた場合に弾力的に利用することのできる比較的流動性のある資金であり、一般的な預金者の意識としても、満期など契約条件について本質的に通常の定期預金

と大きく変わるわけではなく、ただ資金需要がない場合に手続の簡易性、利便性があると受け止めているものと考えられる。そうだとすれば、普通預金や自動継続特約のない定期預金が前記のとおり早期に消滅時効が進行し始めるのに比して、自動継続特約の付された定期預金債権のみいつまでも時効にかからないものと解して預金者の信頼を厚く保護する必然性までは認められないというほかない。

弁論の全趣旨によれば、一般的に銀行等の金融機関は、預金債務について時効期間が経過したとしてもそのみでは消滅時効を援用しないのを通例としていることが認められる。消滅時効が適用されることによる預金者の不利益は、自動継続特約付き定期預金に限らず普通預金や通常の定期預金を含めて預金一般を通じ、金融機関の社会的使命や社会的信頼を考慮した上で、当該事例で金融機関が消滅時効を援用することが権利の濫用に該当して許されないかどうかという枠組みにおいて判断されるべき事柄となると解するのが相当である。

(二) 以上に対し、多数の預金者を相手方として煩雑な事務処理を必要とする金融機関が、放置された口座を長期間処理することができずに抱えていることは負担であるといえることができし、長期間が経過して弁済の立証が困難になった場合にこれを救済する必要性は少なからず認められる。

(三) また、預金者としては、継続停止の申出をしなくても、金融機関に対し、定期預金証書や通帳に継続後の定期預金債権の明細を記載するよう求めることができるのが通例であると考えられ（甲第1号証の1によれば、本件定期預金契約においても証書に継続後の預金内容を記載すべき欄が設けられていることが認められる。）、これによって消滅時効を中断することができる。」

最高裁平成19年4月24日 民集61-3-1073

<事実> X → A(市原信金) → B(千葉県商工信用金庫) → Y東京スター銀行  
昭和62年2月23日 200万円、預け入れ、1年定期、自動継続特約

平成14年8月13日 Bに対して、預金解約申し入れ、払戻請求。B拒絶  
(払戻済を理由)

15年6月23日 Yに対して本訴提起  
Yは、消滅時効を援用

<判決> 一審については、前掲判決参照

「3 第1審、原審とも、本件預金の弁済の事実は認められないとした。他方、本件預金の払戻請求権の消滅時効について、第1審は、本件預金契約締結後最初に到来する満期日（以下「初

回満期日」という。)である昭和63年2月23日から時効が進行するから、その後10年の経過によりこれが完成したとして、被上告人の請求を棄却したのに対し、原審は、上記消滅時効は、本件解約申入れ後最初に到来する満期日である平成15年2月23日から進行するから、いまだ完成してはいないとして、第1審判決を取消して被上告人の請求を認容した。

4 (1) 自動継続定期預金契約における自動継続特約は、預金者から満期日における払戻請求がされない限り、当事者の何らの行為を要せずに、満期日において払い戻すべき元金又は元利金について、前回と同一の預入期間の定期預金契約として継続させることを内容とするものである(最高裁平成11年(受)第320号同13年3月16日第二小法廷判決・裁判集民事201号441頁参照)。消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する(民法166条1項)が、自動継続定期預金契約は、自動継続特約の効力が維持されている間は、満期日が経過すると新たな満期日が弁済期となるということを繰り返すため、預金者は、解約の申入れをしても、満期日から満期日までの間は任意に預金払戻請求権を行使することができない。したがって、初回満期日が到来しても、預金払戻請求権の行使については法律上の障害があるというべきである。

もともと、自動継続特約によれば、自動継続定期預金契約を締結した預金者は、満期日(継続をしたときはその満期日)より前に継続停止の申出をすることによって、当該満期日より後の満期日に係る弁済期の定めを一方的に排除し、預金の払戻しを請求することができる。しかし、自動継続定期預金契約は、預金契約の当事者双方が、満期日が自動的に更新されることに意義を認めて締結するものであることは、その内容に照らして明らかであり、預金者が継続停止の申出をするか否かは、預金契約上、預金者の自由にゆだねられた行為というべきである。したがって、預金者が初回満期日前にこのような行為をして初回満期日に預金の払戻しを請求することを前提に、消滅時効に関し、初回満期日から預金払戻請求権を行使できると解することは、預金者に対し契約上その自由にゆだねられた行為を事実上行うよう要求するに等しいものであり、自動継続定期預金契約の趣旨に反するというべきである。そうすると、初回満期日前の継続停止の申出が可能であるからといって、預金払戻請求権の消滅時効が初回満期日から進行すると解することはできない。

以上によれば、自動継続定期預金契約における預金払戻請求権の消滅時効は、預金者による解約の申入れがされたことなどにより、それ以降自動継続の取扱いがされることのなくなった満期日が到来した時から進行するものと解するのが相当である。

(2) 前記事実関係等によれば、本件預金契約は、本件解約申入れのあった平成14年8月13日の後における初めての満期日である平成15年2月23日において、それ以降自動継続の取扱いがされることがなくなったものと解されるから、本件預金の払戻請求権の消滅時効は、同満期日から進行するというべきである。」

最判平成19年6月7日 判時1979-61

「3 自動継続定期預金においては、預金者は、預金契約締結後最初に到来する満期日（以下「初回満期日」という。）までに継続停止の申出をすることにより、初回満期日以降、預金払戻請求権を行使することができる。そのように預金者の一方的意思表示によって排除できる自動継続に係る弁済期の定めは、消滅時効の進行を妨げる法律上の障害とはならないものというべきである。したがって、上告人の本件預金の払戻請求権の消滅時効は、初回満期日である昭和62年11月19日から進行するものと解するのが相当である。

そうすると、その10年後である平成9年11月19日の経過により、本件預金の払戻請求権の消滅時効が完成したものと解される。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。  
(1) 自動継続定期預金契約における自動継続特約は、預金者から満期日における払戻請求がされない限り、当事者の何らの行為を要せずに、満期日において払い戻すべき元金又は元利金について、前回と同一の預入期間の定期預金契約として継続させることを内容とするものである（最高裁平成11年（受）第320号同13年3月16日第二小法廷判決・裁判集民事201号441頁参照）。消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する（民法166条1項）が、自動継続定期預金契約は、自動継続特約の効力が維持されている間は、満期日が経過すると新たな満期日が弁済期となるということを繰り返すため、預金者は、満期日から満期日までの間は任意に預金払戻請求権を行使することができない。したがって、初回満期日が到来しても、預金払戻請求権の行使については法律上の障害があるというべきである。

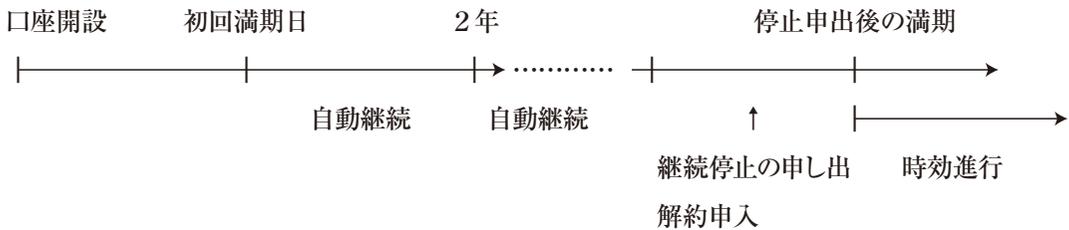
もっとも、自動継続特約によれば、自動継続定期預金契約を締結した預金者は、満期日（継続をしたときはその満期日）より前に継続停止の申出をすることによって、当該満期日より後の満期日に係る弁済期の定めを一方的に排除し、預金の払戻しを請求することができる。しかし、自動継続定期預金契約は、預金契約の当事者双方が、満期日が自動的に更新されることに意義を認めて締結するものであることは、その内容に照らして明らかであり、預金者が継続停止の申出をするか否かは、預金契約上、預金者の自由にゆだねられた行為というべきである。したがって、預金者が初回満期日前にこのような行為をして初回満期日に預金の払戻しを請求することを前提に、消滅時効に関し、初回満期日から預金払戻請求権を行使することができると解することは、預金者に対し契約上その自由にゆだねられた行為を事実上行うよう要求するに等しいものであり、自動継続定期預金契約の趣旨に反するというべきである。そうすると、初回満期日前の継続停止の申出が可能であるからといって、預金払戻請求権の消滅時効が初回満期日から進行すると解することはできない。

以上によれば、自動継続定期預金契約における預金払戻請求権の消滅時効は、自動継続の取

扱いがされることのなくなった満期日が到来した時から進行するものと解するのが相当である。

(2) これを本件についてみるに、前記事実関係等によれば、本件預金契約は、継続の回数が10回に達した後の満期日になって初めて自動継続がされることがなくなったものであるから、本件預金の払戻請求権の消滅時効は、同満期日である平成9年11月19日から進行し、上告人による平成15年における前記預金払戻請求の時にはまだ完成していなかったというべきである。」

・基本的な法律関係



### 3 時効中断事由

払戻、入金、記帳、内部的な付利はどうか？

### 4 時効の援用・援用権の放棄

記録として預金が残っていることが確認できる場合には、一般には時効を援用しないの  
どう見るか？

### 5 その他の問題（文書の保存期間）

### 6 預託型債権の消滅時効について（貸金債権との違い）

貸金債権は、弁済期がくれば、債務者は払い戻すべきであり、債権者は払い戻しを請求すべきである

預金債権は、何時でも返還請求できるが、債務者として払い戻すべき関係にはなく（払い戻し請求があってはじめて返還義務が生じる）、預金者も返還請求すべき義務があるわけではない。

従って、通説の理論は、弁済期から時効にかかるという理論ではなく、「何時でも権利行使できるから、その時から時効にかかる」という時効の起算点を早める議論である。

預けていることが権利行使であり、解約申入行為がない限り、時効にかからないという考え方はできないか